

議案第 4 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定  
する。

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

平成 2 4 年 4 月 1 日から、職員の年次有給休暇を暦年管理から採用、退職及び人事異動の周期である年度管理に変更するため、条例の一部を改正するものである。

## 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第16条第2項中「期間」を「機関」に改め、同条第3項後段中「年」を「年度」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前から引き続き在職する職員であって、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項第1号に該当する職員についての平成24年度における年次有給休暇の日数は、同項及び同条第2項の規定にかかわらず、5日（育児短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で市長が定める日数）に改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第12条第1項第1号の規定により平成24年に付与された年次有給休暇の日数及び同条第2項の規定により同年に繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数から、同年1月1日から同年3月31日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。
- 3 改正後の条例第12条第1項第3号に規定する職員の平成24年度における年次有給休暇の日数は、同号の規定にかかわらず、前項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して市長が定める日数とする。
- 4 前2項の規定の適用を受ける職員が改正後の条例第12条第2項の規定により平成25年度に繰り越すことができる年次有給休暇の日数は、改正後の条例第12条第2項の規定にかかわらず、25日を限度とする。